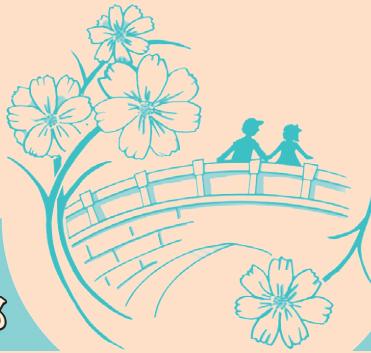


THE

行政書士会 板橋支部



BRIDGE

会報 ブリッジ

発行所 東京都行政書士会板橋支部 〒173-0016 東京都板橋区中板橋 14-6-205 発行人 齊藤志郎
TEL: 03-6823-2384 URL: <https://itabashi.tokyo-gyosei.or.jp> 編集人 山田まゆみ

支部長あいさつ



支部長 齊藤志郎

あけましておめでとうございます。
支部会員の皆様におかれましては、輝かしい新春をお健やかにお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

昨年4月の総会において支部長を拝命して以来、早いもので8ヶ月が経過しました。支部役員をはじめ支部会員の皆様からの多大なるご支援を賜り、支部事業も順調に遂行できておりますことを改めて御礼申し上げます。

会報誌「ブリッジ」につきましては、デジタル化が進む社会的状況や支部活動の効率化・物価の高騰による経費削減等を勘案し、前号よりデジタル化を進めることとし、支部ウェブサイトでの公開とさせていただきました。支部ウェブサイト（会員ページ）では、今月号の他、令和元年までのバックナンバーも掲載しておりますので、ぜひ閲覧していただければと存じます。その他、支部の研修会等のお知らせも支部ウェブサイトやメーリングリスト等にて行っておりますので、登録がお済みでない方は、この機会にご登録をお願いいたします。

さて、既にご案内のとおり、昨年6月に行政書士法が改正され、本年1月より施行されております。改正の要点は、大きく次の5点となります。

①第一条の目的規定を「使命」規定としたこと、②職責規定を設け、同条に「デジタル社会への対応」を努力義務規定として追加したこと、③特定行政書士の業務範囲の拡大、④業務の制限規定の趣旨の明確化、⑤両罰規定等の整備

本改正③④⑤により、行政書士の業務の拡大が図られ、これまで以上に市民の皆様に不利益となる非行政書士の排除が日本行政書士会連合会や各単位会を中心に推進されていくものと考えております。ただし、その反面、①②にもあるとおり、より国家資格者たる行政書士の社会的責任が大きくなることも自覚をしなければなりません。

コロナ禍を経て社会が大きく変化する中、我々行政書士に求められる役割もますます多様化していくことが想定され、デジタル化や法改正への的確な対応、行政や地域社会との連携強化など、今般の法改正を踏まえ、引き続き柔軟かつ主体的な取り組みの実践が求められていくと考えます。

行政書士は、「行政手続」と「法律」の専門家です。区民や企業の皆様の最も近いところにいる専門家であります。本年も、行政と区民や企業の皆様の架け橋となり、会員一人ひとりが誇りを持って業務に臨めるよう、研修会等様々な支部活動を推進してまいりますので、会員の皆様におかれましては、引き続きご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとりまして実り多く、健康で明るい一年となりますことを心よりご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

支部活動予定 *毎月第1・3金曜日 書類作成相談

1/ 5 板橋区新年賀詞交歓会	1/ 7 官公署等年始挨拶
1/ 8 東京会新年賀詞交歓会	1/ 9 安否確認訓練
1/19 区役所広報イベント	2/ 7 新春の集い
2/17 法教育出前授業@高島6小	2/21 支部役員会
3/ 6 業務研修会	4/ 4 支部役員会
4/19 支部定時総会・政連大会	
4/未定 法教育出前授業@下赤塚小	6/27 支部無料相談会



牛鍋でお腹を満たし、浅草演芸ホールで落語鑑賞。江戸の粋を堪能しました。(詳しくは5頁)